你好

ニイ ハオ（こんにちは）

<中国語版>

Vol.53

发行:公益财团法人大和市国际化协会
〒242-0018 大和市深见西８-６-１２
発行：公益財団法人 大和市国際化協会
〒242-0018 大和市深見西8-6-12
电话/電話：046-260-5125, 5126
发行日/発行日：2012年 4月30日
Email: pal@yamato-kokusai.or.jp
URL: http://www.yamato-kokusai.or.jp/

外国籍居民的居民基本台账制度开始实施

从 2012 年 7 月 9 日起外国人登记法将被废止，外国籍居民将和日本人一样登记居民基本台账。

●主要变更点

・外国籍居民也将作成住民票。
・外国籍居民在迁出市外时也将需要办理迁出登记。
・取消外国人登录证明书，换成《在留卡》以及《特别永住者证明书》。
・减轻外国籍居民原本的登记负担。

●可办理住民票的外国籍居民对象

（1）中长期滞留者（滞留期间超过 3 个月以上者）
（2）特别永住者
（3）接受临时庇护或被许可暂时滞留者
（4）因出生或丧失国际而导致滞留者

●寄送临时住民票

・为了作成住民票，5 月上旬将向大家寄送《临时住民票记载通知书》，届时请确认内容。
・如果《临时住民票》有需要更正的地方，请根据规定办理手续，7 月 9 日正式转为《住民票》（如果不需要更正的话不需要办理手续）。
・有关《临时住民票》的咨询以及手续，除平日（上午 8 点 30 分～下午 5 点）以外，5 月 26 日（六）和 6 月 2 日（六）上午 9 点～正午/下午 1 点～5 点，5 月 27 日（日）和 6 月 3 日（日）上午 9 点～正午，在市政厅 1 楼市民课可办理。

●注意事项

从 7 月 9 日起，不属于 3 个月以上中长期滞留者及特别永住者的人，或是没有在留资格的人（包括没有在市政厅登记变更在留期间的人）无法作成住民票。没有住民票的话无法办理印鉴登录。有需要的人请办理手续。

外国人住民の住民基本台帳制度スタート

2012年7月9日から外国人登録法が廃止され、外国人住民も日本人と同じく住民基本台帳に登録されるようになります。

●主な変更点

・外国人住民にも住民票が作成されます。
・外国人住民も市外へ住所を変更する際は、転出届が必要になります。
・外国人登録証明書がなくなり、「在留カード」または「特別永住者証明書」に切り替わります。
・外国人住民の従来の届け出の負担が軽減されます。

●住民票を作成する外国人住民の対象者

（1）中長期滞在者（3か月を超えて滞在している人）
（2）特別永住者
（3）一時庇護許可者または仮滞在許可者
（4）出生または国籍喪失による経過滞在者

●仮住民票の送付

・5月上旬に住民票作成のため「仮住民票記載事項通知書」を送りますので、内容の確認をお願いします。
・「仮住民票」に修正が必要な場合は、所定の手続きをしていただき、7月9日に「住民票」に移行されることとなります。(修正がない場合は、手続きは不要です。)
・「仮住民票」についてのお問い合わせ、手続きについては、平日（午前８時30分～午後5時）のほか、5月26日(土)、6月2日(土)午前9時～正午／午後1時～5時、5月27日(日)、6月3日(日)午前9時～正午の日程で市役所１階の市民課で受け付けます。

●注意点

7月9日時点で、3か月を超える中長期滞在者及び特別永住者等に該当しない人並びに在留資格がない人(市役所に在留期間の変更申請を届けていない人を含む）は、住民票が作成されません。なお、住民票が作成されない場合、印鑑登録をすることはできません。必要な人は、所定の手続きをしてください。

●详细情况

今后办理方法有可能会变更，详情请参照如下。

・法务省网站
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html

・总务省网站
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

・法务省外国人在留综合咨询中心（平日 8 点 30 分～17 点 15 分）
TEL（0570）013904（仅限日语）

・总务省外国籍居民基本台账电话咨询室（平日 8 点 30 分～17 点 30 分）
TEL（0570）066630（仅限日语）

●问询

大和市政厅市民课住民异动担当
TEL　046（260）5110（仅限日语）

●詳細情報

今後取り扱いが変更される場合があります。詳細は以下を参照してください。

・法務省ホームページ
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html

・総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

・法務省外国人在留総合インフォメーションセンター
（平日午前8時30分～午後5時15分）
TEL（0570）013904（日本語のみ）

・総務省外国人住民基本台帳電話相談室
（平日午前8時30分～午後5時30分）
TEL（0570）066630（日本語のみ）

●問い合わせ

大和市役所市民課住民異動担当
TEL046（260）5110（日本語のみ）

有关在留卡的问答

Q 现在手持的外国人登录证明书是否需要马上换成在留卡？

A 在导入新的在留管理制度后，不需要立刻换在留卡（想换的人也可以办理）。从改订法实施日起一定期间内，中长期滞留者所持有的登录证可以替代在留卡。
有关永住者身份以外的人的具体换证方式，基本为制度导入后办理在留资格更新时领取新的在留卡。持有永住者身份的，原则上在新制度开始后必须在 3 年以内申请领取在留卡。

Q 给外国人发行的在留卡，是否和现行的外国人登录证一样，可以记载简体字等汉字姓名以及通用名？

A 在留卡上的姓名，原则上登记为注音字母，同时可以加注汉字，加注汉字时，简体字等将会置换成正字（注）范围内的汉字。另外，通用名因为不属于在留管理的必须信息不予登载。
（注）根据法务省的告示，对正字的范围以及标记原则有所规定。

在留カードに関する質問

Q 現在持っている外国人登録証明書は，すぐに在留カードに換える必要はありますか？

A 新しい在留管理制度導入後，すぐに在留カードに換える必要はありません（希望する場合には換えることができます）。改正法の施行期日から一定期間は，中長期在留者の方が現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。
永住者以外の方の具体的な切替えについては，基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続の際に在留カードを交付することとなります。永住者の方については，新しい在留管理制度導入後，原則として 3年以内に在留カードの交付を申請していただく必要があります。

Q 外国人に発行される在留カードには，これまでの外国人登録証明書と同様，簡体字等の漢字氏名や通称名も記載されるのでしょうか？

A 在留カード上の氏名は，アルファベットの氏名表記を原則としつつ，漢字氏名を併記できる取り扱いになります。その際，簡体字等は正字（注）の範囲の文字に置き換えて券面に記載されます。なお，通称名は，在留管理に必要な情報でないため記載されません。
（注）法務省の告示において，正字の範囲及び表記原則等を規定します。

Q 取代与住民票有着相同效果，用于办理各种手续的现行登录原票记载事项证明书，在启动新的在留管理制度后应该到哪里办理呢？

A 属于在留卡交付对象的，根据改订后的住民基本台账法，应该到所居住的市区村镇作成住民票，和一般日本公民一样，可以到市区村镇的窗口办理领取住民票复印件。

Q 現在住民票の写しと同様の効果で各種手続に利用されている登録原票記載事項証明書に代わる証明書は，新しい在留管理制度の導入後はどこで交付を受けることができますか？

A 在留カードの交付対象となる方は，改正された住民基本台帳法に基づき，お住まいの市区町村で住民票が作成され，現在の日本国民と同様，市区町村の窓口で住民票の写しの交付を受けることができるようになります。

司法援助中心 开始外语服务

法テラス　外国語対応の開始

司法援助中心地方事务所可提供翻译服务。但仅限于前来事务所访问咨询，不受理电话咨询业务。
司法援助中心是由国家成立的为大家解决司法问题的“综合性咨询部门”。

●可利用时间
周一到周五 上午 9 点到下午 5 点

●可利用语言
英语/华语/葡萄牙语/西班牙语/菲律宾语

法テラスの地方事務所において、通訳を行います。ただし、法テラス事務所に来訪した場合のみ利用できます。電話で問い合わせることはできません。
「法テラス」とは国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

●利用できる日時
月曜～金曜　午前9時～午後5時

●利用できる言語
英語／中国語／ポルトガル語／スペイン語／タガログ語

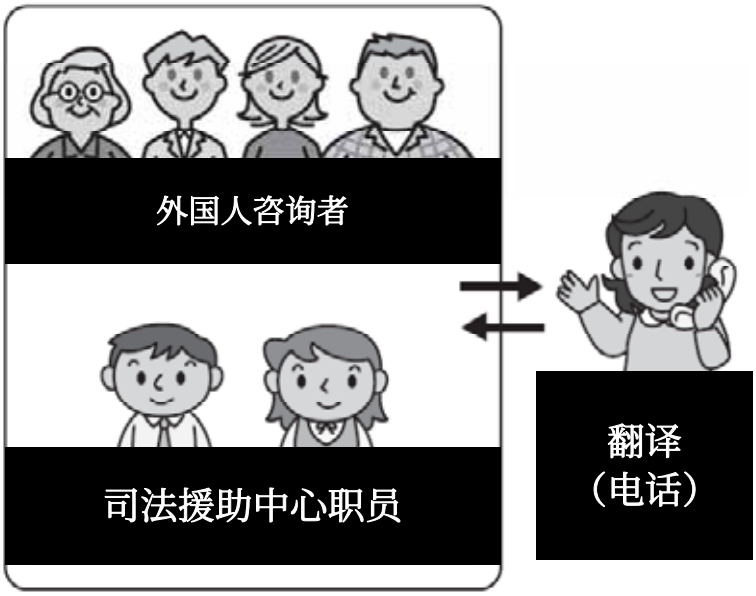

●地図１
神奈川地方事務所
横浜市中区山下町２　産業貿易センタービル 10F

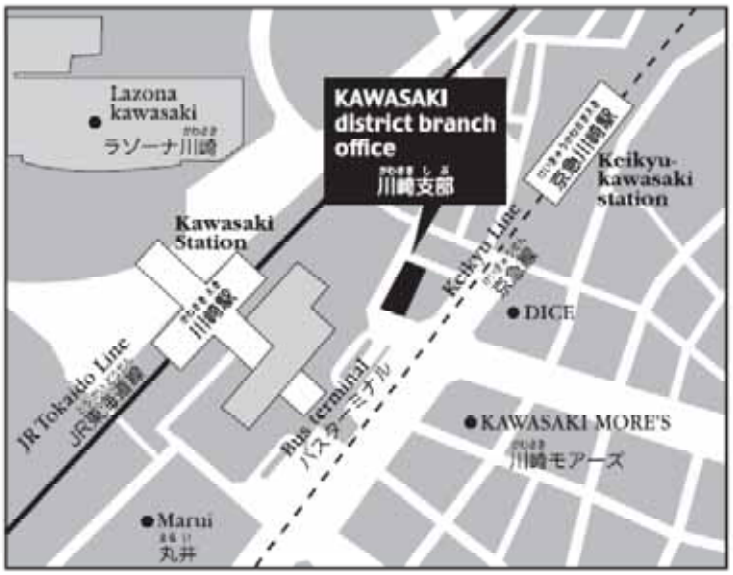

●地図２
川崎支部
川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル 10F

日语演讲大会

征集《第 7 届大家都来讲日语！日语演讲大会》的演讲选手。每位参与者都可获得纪念品。

时间：2012 年 7 月 15 日（日）下午 1 点 30 分开场
地点：大和市勤劳福祉会馆 3 楼礼堂
内容：演讲时间大致为 5 分钟左右。不评优劣，只做讲评。请预备演讲稿。应征资格为中小学生以上。
题目：演讲题目自由，例如：①居住在大和的生活感想 ②未来的梦想 ③育儿感想 ④致东日本大地震受灾区 等等。请注意不要涉及政治宗教方面的内容。
报名：想报名参加演讲的人，请在设定好演讲题目后直接到国际化协会，或通过传真、电子邮件报名。从 5 月 1 日（二）起按照报名先后顺序受理，名额 13 名额满为止。

日本語スピーチ大会

「第7回にほんごで話そう！日本語スピーチ大会」に出場するスピーチ発表者を募集しています。出場者には記念品を贈呈します。

日時: 2012年7月15日（日）午後1時30分開会
場所: 大和市勤労福祉会館3階ホール
内容: スピーチ時間は 5分程度。優劣はつけませんが、講評はします。スピーチ原稿をつくってください。応募資格は小学生中学年以上です。
テーマ: ①大和で暮らして思うこと ②将来の夢 ③子育てについて思うこと ④東日本大震災被災地支援メッセージなど自由です。ただし、政治、宗教についてのスピーチはできません。
申込み: スピーチしたい人は、テーマを決めて国際化協会まで直接窓口またはFAX、Emailでお申し込みください。5月1日（火）から先着順に受付し、定員13人になり次第締め切ります。

“鹤间读写教室”讲座介绍

你是否有过收到了市政厅和学校发来的通知可是读不懂而感到烦恼？
你是否有过去医院看病时因为不会填写问诊票而感到烦恼？
在日本生活，总会有很多机会需要读或是填写一些文件。即便是会读，有时也会因为不了解日本的习惯和规矩，而弄不清真正含义。
来到“鹤间读写教室”，可以学习读写生活当中必要的日语知识。每个学习小组都会有几个日本人，在聊各种话题的同时，达到大家共同学习的目的。请“虽然会讲一点日语，可是读写还是不太行”的朋友赶紧来加入我们的教室。

时间：①2012 年 6 月 4 日(一)、11 日(一)、18 日(一)、25 日(一)、7 月 2 日(一) 下午 7:00-9:00
②2012 年 6 月 5 日(二)、12 日(二)、19 日(二)、26 日(二)、7 月 3 日(二) 上午 10:00-12:00
地点：①大和保健福祉中心(从鹤间车站步行 5 分钟)
②大和生涯学习中心（从大和车站步行 10 分钟）
对象：会读写简单的日语（①和②内容相同）
费用：1,000 日元
主办：大和市／ＮＰＯ法人神奈川难民定住援助协会
申请：大和市国际・男女共同参画课
TEL：046-260-5164 FAX：046-263-2080
Email: bu_kokus@city.yamato.lg.jp
截止：6 月 1 日

「つるま読み書きの部屋」講座のご案内

市役所や学校からのお知らせが、読めなくて困ったことはありませんか？病院に行ったとき、問診票が書けなくて困ったことはありませんか？
日本の生活の中では、いろいろな書類を読んだり、書いたりすることがたくさんあります。文字だけが読めても、日本の習慣やルールを知らないと、本当の意味がわかりません。
「つるま読み書きの部屋」では、生活に必要な日本語を読んだり書いたりする勉強をします。ひとつのグループに複数の日本人がいて、いろいろ話し合いをしながら、みんなでいっしょに勉強します。「日本語は少し話せるけど、読んだり書いたりすることができない」という方、是非、この教室に参加してください。

日時： ①2012年6月4日、11日、18日、25日、7月2日(月曜日 午後7時～9時)
②2012年6月5日、12日、19日、26日、7月3日(火曜日 午前10時～正午)
場所： ①大和市保健福祉センター(鶴間駅から歩いて 5分)
②大和市生涯学習センター(大和駅から歩いて 10分)
対象者：日本語で簡単な文章が読めて書ける人
（①と②の内容は同じです）
費用： 1,000円
主催： 大和市・ＮＰＯ法人かながわ難民定住援助協会
申込み：大和市国際・男女共同参画課
TEL: 046-260-5164 FAX: 046-263-2080
Email: bu_kokus@city.yamato.lg.jp
締切り：6月1日（金）